

鳥取市中学校教育振興会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中学校教育振興会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市中学校教育振興会（以下「振興会」という。）の行う事業に対し補助金を交付することにより、教職員の資質・能力の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、振興会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、振興会が実施する次に掲げる事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、会議費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料とする。

- (1) 中学校教科別研究事業
- (2) 中学校非行化防止研究事業

(補助金の算定)

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更にする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が定める場合とし、同項の着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の対象となる事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。